

10月から幼児教育・保育が無償化に！

①保育園、認定こども園等

【対象者】

- ・3歳～小学校就学前までの全ての児童
- ・住民税非課税世帯の0～2歳児

【無償化となる費用】

- ・利用料（通園送迎費等の実費負担部分は除く）

※給食費は保護者負担となりますが、年収360万円未満相当世帯の子供及び第3子目以降の子供については、副食費が無償となる場合があります。

②一時預かり事業（一般型）、ファミリーサポートセンター事業、病児・病後児保育、認可外保育施設

【対象者】

- ・保育の必要性がある3歳～小学校就学前の子供
- ・保育の必要性がある住民税非課税世帯の0～2歳児

※認定こども園、保育園等の利用者は無償になりません。

※認可外保育施設は利用する施設によって、無償化の対象とならない場合があります。

詳細は市ホームページ、又は右記二次元コードをご確認ください



【①申請方法】

- ・一時預かり事業（幼稚園型）の無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」の申請が必要です。利用している施設から申請してください。
- ・通常の利用料（保育料）のみの人は申請不要です。

【②申請方法】

- ・こども未来課の窓口で申請

無償化対象児童及び対象利用料

	利用料	①	②
		一時預かり事業(幼稚園型)	利用料
保育の必要性がある3歳～小学校就学前の子供	無償	無償 (上限11,300円)	無償 (上限37,000円)
保育の必要性がない3歳～小学校就学前の子供		有償	
満3歳児（※）			
保育の必要性がある住民税非課税世帯の満3歳児（※）		無償 (上限16,300円)	無償 (上限42,000円)
保育の必要性がある住民税非課税世帯の0～2歳児			

（※）3歳になった日の翌月から最初の3月31日までの子供。

☎こども未来課子育て支援係 ☎8317（市役所1階）

ホームスタートを利用してみませんか？

子育て中のママ・これからママになる人へ

利用
無料

秘密
厳守

子育てに不安や悩みを抱えている就学前のお子さんがある家庭に、確かな研修を受けたボランティア（ホームビジター）が訪問し、傾聴（話を聴く）と協働（共に何かをする）を行い、孤立しがちな子育てを応援する活動です。

◆実際に利用したお母さんの声◆

【利用前】

- ・気軽に話せる相手がおらず、家の中に籠もりがち
- ・一緒に出かけたり、ゆっくり話を聞いてくれる人がいない

【利用後】

- ・ビジターさんと支援センターに行って楽しかった
- ・会う回数を重ねるごとにビジターさんが来てくれる日を待ち遠しく感じた



※これから出産を迎える世帯から6歳以下の子供がいる世帯までが対象です。

※ベビーシッターや家事代行は行っていません。

ホームビジターを募集します

ホームビジターになるには、全8回の講座の受講が必要です。原則、全ての講座を受講できる人で、受講後にボランティアとして訪問活動に携わっていただける人を募集します。

▶募集数 15人程度

▶参加費 無料

▶ところ 市役所7階 中会議室

▶募集期限 8月30日(金)

▶時間 午前10時～午後4時

※下記に電話でお申し込みください。

☎ホームスタート・ヒタ ☎080-6449-2770 チャイルドプラザ ☎5300

こども未来課子育て支援係 ☎8317（市役所1階）

事業用や売電目的の太陽光発電設備は 償却資産の申告が必要です

太陽光発電設備を設置した個人又は法人は、償却資産（土地・家屋以外の事業のために使用する資産）の課税対象になることがあります。設置された太陽光発電設備の状況を確認の上、対象となる場合は申告をお願いします。

▶太陽光発電設備の申告対象について

設置者	10kw以上	10kw未満
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外
個人（事業用）	課税対象	
法人	課税対象	

ご注意ください！

個人（住宅用）の太陽光発電設備であっても、10kw以上の場合は事業用資産となるため、課税対象となります。

※太陽光発電設備を設置した場合、土地の課税地目が変更されることがあります。

※所有する太陽光発電設備が課税対象が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

▶課税標準の特例措置について

太陽光発電設備に係る課税標準の特例が適用される場合があり、取得時期によって適用対象が異なります。

【取得時期が2012年5月29日～2016年3月31日のもの】

- ・対象設備 「経済産業省による固定価格買取制度の認定」を受けた再生可能エネルギー発電設備（10kw未満は除く）

【取得時期が2016年4月1日～2020年3月31日のもの】

- ・対象設備 「固定価格買取制度の対象外設備」であって、「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けた設備

※詳細は市ホームページ、又は右記二次元コードをご確認ください。



▶申告義務について

納税義務がある償却資産の所有者には、地方税法で申告義務が課されます。なお、虚偽の申告を行った場合は地方税法第385条による罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、不申告の場合は日田市税条例第75条による罰則（10万円以下の過料）の対象となりますのでご注意ください。

▶過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく過去に遡って課税されます。

▶資料調査及び現地調査について

市税務課では、適正かつ公平な課税を行うための調査を実施しており、現在関係機関との情報連携を行い、太陽光発電設備の調査を強化しています。調査にあたっては、資料提供や現地確認を依頼することもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

▶固定資産税の納税通知書等を確認してください

固定資産税の納税通知書等を5月中旬に送付しています。この中には、皆さんが所有する資産の明細書を同封しています。資産の明細書は必ず確認し、不明な点は下記にお問い合わせください。

【必ず届出が必要なもの】

- ①家屋を新築、増築したとき
- ②建物を取り壊したとき
- ③建物（未登記）を譲渡したとき

☎税務課資産税係 ☎8206（市役所1階）